

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からの速やかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 消費税増税にあたり、復興特別法人税の前倒し廃止が検討されることとなっているが、廃止された場合の代替財源をはじめ、復興財源の十分な確保を図ること。

また、資産の譲渡等に適用される消費税率に関する経過措置の要件緩和や増税分の給付措置等を講じること。

(2) 東日本大震災復興交付金については、5年間の事業期間とされているが、平成27年度までに事業計画を提出し採択された事業については、平成28年度以降も対象とするなど、被災地域の現状に照らし、事業期間を延伸するとともに必要な財源を確実に確保すること。

また、工期が3年以上見込まれる全体設計工事の発注にあたり、工期設定などに支障が出ていることから、全体設計の工期を平成28年度以降に設定することが可能とする運用などの対応を早急に図ること。

さらに、交付金事業計画について、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択するとともに、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加する等、被災自治体の意見を踏まえた一層の柔軟な運用を行なうこと。

(3) 災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

(4) 普通交付税の減額や税制改革に伴う財政への影響は、被災自治体にとって非常に大きいものであるため、被災地の特殊事情を考慮した財政支援措置を講じること。

(5) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成26年度以降も継続すること。

(6) 被災地が公共施設等の再建等を確実にできるよう、緊急防災・減災事業債を継続し、最優先に被災地に配分すること。

(7) 震災被害による移転跡地について、居住系から非居住系に土地利用の転換を図らざるを得ない状況にあり、早期復興を実現するため、移転跡地整備に関する新たな支援制度を構築すること。

- (8) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用など、弾力的な運用を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (9) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。
- (10) 内陸部において、津波被害地域の堤防建設事業等に使用される土砂を運搬する大型車両の通行量が増加しており、その通行により破損した市道等の路面復旧費や土砂採取周辺住民対策費についての財政支援を実施すること。
- また、震災復旧工事に伴う土砂採取情報として、採取場所・期間、大型車両の運行経路等を関係自治体に事前に情報提供すること。
- (11) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。
- 併せて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。
- (12) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。
- また、職員派遣に係る調整事務や自治体元職員の採用事務等について負担が大きいため、これらを国又は県が行う枠組みを創設すること。
- (13) 東日本大震災からの復興に向けて、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう、環境整備に積極的に務めること。
- (14) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (15) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、さらなる支援延長を講じること。
- また、6年目以降家賃補助が減少することから、それについても同様の支援を講じること。
- (16) 中小企業基盤整備機構が整備し、被災自治体に譲渡された仮設建築物について、借地に整備した仮設建築物の撤去費用が大きな財政負担となることが見込まれることから、仮設建築物の撤去費用に対する助成制度を創設すること。
- (17) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (18) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を

講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 被災地域の一日も早い復旧・復興が地域間の格差なく実現されるよう、地震により住家被害が甚大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯など、住家被害が甚大な場合は特段の支援が必要であることから、世帯要件の緩和や付帯施設等への適用対象の拡大等制度の拡充を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金に係る基金について、平成 26 年度までとされている期限を延長すること。
- (4) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合など被害が甚大な世帯に対する貸付限度額の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- (5) 災害援護資金貸付制度は、所在不明者や生活困窮者が多数存在するため、多額の未収金が発生することが想定されることから、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を制定すること。

また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権専門回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (6) 被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実を図ること。
- (7) 介護保険制度について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
 - ③ 被災自治体に取り組む介護職員確保対策について、財政的支援を行うこと。
 - ④ 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第 1 号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政支援措置を講じること。
- (8) 国民健康保険制度等について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑か

つ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

- ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

- (9) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

また、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。

- (10) 被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、心のケアを含む健康支援など、生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (11) 震災に伴う子どもの心のケアに関する取組みについて、安定的な実施体制を確保するため、安心こども基金による財政措置を継続すること。

- (12) 避難者の住宅確保及び就業支援に関する施策等の推進を含めた「子ども・被災者生活支援法(略称)」の基本方針に基づく被災者支援の具体的施策を実施すること。

- (13) 被災者の声に耳に傾け、損害賠償、除染、生活基盤の再建など、被災者が安全で安心な生活を取り戻すために必要な取組みを加速させ、被災者の望む復興の早期実現に全力を尽くすこと。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、平成 26 年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、必要な予算を確保すること。

- (2) 津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。

- (3) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

また、地域の中心となる経営体への農地集積等が円滑に実施できるよう、弾力的な復興支援を行うこと。

- (4) 集落営農の法人化を進めるに当たっては、農業者等が取得した農業用機械・施設の譲渡に係る所得税を免除するなど、必要な財政支援措置を講じること。
- (5) 被災事業所の業績回復を加速し、被災地域の経済再生を促進するため、公益財団法人等からの助成金について国庫補助金と同様に圧縮記帳を認め、被災事業所の税負担軽減措置を拡大すること。
- (6) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、復興の加速化を図るためにも、被災地域の実情を踏まえた継続的な対応を図ること。
- (7) 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 災害公営住宅の国庫補助等対象額の算定基礎となる標準建設費については、人件費・資材単価等の上昇が続いており、平成 25 年度発注予定の建設工事においては、標準建設費を大幅に超える状況であることから、早期に標準建設費の増額を行うとともに、措置された場合の遡及など柔軟な運用を行うこと。

また、災害公営住宅建設に必要な特殊基礎工事費特例加算額については、全額復興交付金の対象となるよう措置すること。

- (2) 災害公営住宅の用地取得造成に対する国の補助は、平成 25 年度までの歳出予算に係るものに限るとされているが、平成 25 年度中に災害公営住宅の用地取得のめどが立たない地区が発生することが想定されるため、平成 26 年度以降も国庫補助を継続すること。
- (3) 地域の安全性を確保し、更なる復興を図るため、道路・橋梁等の維持管理等に係る費用について財政措置を充実すること。
- (4) 東日本大震災に係る砂防ダム等公共施設の維持補修、改修工事、撤去に係る費用について財政措置を講じること。
- (5) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。
- (6) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (7) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措

置を継続するとともに、事業補助率を一律2／3とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。

- (8) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等整備に対する財政支援制度を構築すること。
- (9) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (10) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、地域の実情に応じ、鉄道事業者に対する支援措置を拡充すること。
また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅等からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。
- (11) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。
- (12) 計画的な道路整備事業を推進するため、廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。
- (13) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。
- (14) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能の拡大を図ること。
- (15) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災地域の周辺地域にも拡充すること。